

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

北広島町（以下、本町）は、高速道路網が整備され自動車での交通アクセスに恵まれており、また四季折々の豊かな自然と、花田植や神楽といった伝統芸能が受け継がれている。昭和30年以降、人口減少が続き、同時に少子高齢化が急激に進行しており、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

高速道路網や工業団地が整備されたことを背景に製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、現在は広島県北地域において製造品出荷額が第1位の自治体となっている。

しかしながら、本町の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された本町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本町の取り組みとして事業者等に対して企業立地奨励制度を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、広島県北地域において更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に数件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが

電力を消費する目的に設置するもの及び町内に電力を供給する目的で設置するもの（FIT/FIPを除く）を対象とする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### （1）対象地域

本町の産業は、市街地周辺、工業団地、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### （2）対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画において労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### （1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、計画期間を1年間とすることで計画の見直し頻度を増やし、地域の状況、特色を踏まえた計画とする。

#### （2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。